

## 平成26年第6回(12月)みなかみ町議会定例会会議録第2号

平成26年12月10日(水曜日)

---

### 議事日程 第2号

平成26年12月10日(水曜日) 午前9時開議

#### 日程第 1 一般質問

- ◇ 中島信義 君 . . . 1. 道の駅を地区の観光情報の発信拠点に
  - ◇ 林 誠行 君 . . . 1. 町が直接雇用する臨時、非常勤職員の賃金等について  
2. 黒岩八景の整備について
  - ◇ 前田善成 君 . . . 1. まちづくり基本条例を活かした各事業計画、政策、ビジョンについて  
2. 行政評価の活かし方や活用方法について
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18人）

1番	高橋久美子君	2番	森健治君
3番	鈴木初夫君	4番	石坂武君
5番	小林洋君	6番	林誠行君
7番	中島信義君	8番	前田善成君
9番	阿部賢一君	10番	林一彦君
11番	山田庄一君	12番	林喜美雄君
13番	原澤良輝君	14番	高橋市郎君
15番	久保秀雄君	16番	小野章一君
17番	森下直君	18番	河合生博君

欠席議員 なし

職務のため議場に出席した事務職員の職氏名

議会事務局長	高橋正次	書記	本間泉
書記	田村勝		

説明のため出席した者

町長	岸良昌君	副町長	鬼頭春二君
教育長	牧野堯彦君	総務課長	増田伸之君
総合政策課長	増田和也君	税務課長	中島直之君
会計課長	篠田朗君	町民福祉課長	内田保君
子育て健康課長	上田宜実君	生活水道課長	高橋孝一君
農政課長	原澤志利君	観光課長	澤浦厚子君
まちづくり交流課長	宮崎育雄君	地域整備課長	石田洋一君
教育課長	岡田宏一君	水上支所長	高野一男君
新治支所長	田村良一君		

## 開 会

議 長（河合生博君） おはようございます。ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

---

## 開 議

議 長（河合生博君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号のとおりであります。

議事日程第2号により、議事を進めます。

---

## 日程第1 一般質問

通告順序4 7番 中 島 信 義 1. 道の駅を地区の観光情報の発信拠点に

議 長（河合生博君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、6名の議員より通告がありました。

昨日、3名の方の質問が終了していますので、本日、3名の方の質問を順次許可いたします。

7番中島信義君の質問を許可いたします。

中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7 番（中島信義君） おはようございます。

7番中島信義。議長より許可がおりましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今、全国では道の駅ブームと言っていいほど多くの道の駅ができていていると思います。日本全体で、インターネットで見ると1,040カ所というふうに出ておりました。そういったことを考えていきますと、本当に駅ブームと言っても過言ではないかと思えます。

国も県も、そして地方の自治体も道の駅を防災、観光の拠点としていると思えます。また、そう位置づけられているものと考えます。当みなかみ町もたくみの里の豊楽館、矢瀬親水公園、それと水紀行館、3カ所が道の駅に登録されております。1つの町で3カ所道の駅があるというのは、全て調べたわけではありませんけれども、数が少ないのではないかなと思えます。特に1町で3つというのは、かなり多い道の駅の数と、そんなふうに出ております。そして、当みなかみ町の道の駅3カ所を合わせると、多分延べ100万人来場しているのではないかなと、そんなふうに使われます。

道の駅、川場とか、ららん藤岡等々よく耳に、また目にすることが多いと思えます。こ

の両方の道の駅は、来場者数が100万人とか120万人、これはなかなか実数をつかみにくい部分がありますけれども、そういった大勢のお客さんが来場していると。みなかみ町もご多聞に漏れず、3カ所ありますけれども全体で100万人を超しているという、大きなお客さんの入場があるというふうに見受けられます。

その中で、道の駅というのはどこもそうなんですが、その地域の防災拠点、それと観光の拠点ということで位置づけられると思います。今回については、水上地区にあります道の駅水紀行館に絞って質問をさせていただきます。これからいろいろな数字を申し上げますけれども、これもなかなか不正確な数字で申しわけありませんけれども、そんな形で認識をした中でお答えいただければと、そんなふうに思います。

水上の水紀行館は、平成8年に道の駅というふうに登録されております。そこからブームに乗って、現在は年間に約55万人ぐらいは来ているのではないかと、そんなふうに言われて、また聞いております。そして、水紀行館の年間の収入とすると約2億円ちょっと、2億1,000万、2,000万円とかになっていますけれども、そういうような形になっていきますと、55万人来て2億円ちょっとだというと、1人の消費額が400円ないし450円ぐらいにしかならないというふうになっております。逆に田園プラザ川場あるいはらん藤岡などにいたしますと、10億から12億円の収入があるということで、そうすると1人当たりの消費が約1,000円ということでもあります。これを見ても、どうも水上の水紀行館、消費額は少ないかなというようなことでもあります。

この消費額が少ないという一つの根拠というものについて、もし町長にお答えいただければと思いますので、まず第1にお願いいたします。

議 長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町 長（岸 良昌君） 道の駅の件です。今のお話の繰り返しになりますが、現在、町内には月夜野矢瀬親水公園、そしてたくみの里、水上水紀行館の3カ所が道の駅として登録されております。それぞれが性格の異なる地域の特性を生かした道の駅になっています。

まず、今ご質問にありませんでしたけれども、月夜野矢瀬親水公園であります。農産物直売所として平成12年にオープンし、公園で遊ぶ人の拠点という意義が非常に強いんだろうというふうに思っております。また、たくみの里においては、そば打ち体験、食堂、農産物直売所を備え、豊楽館でございますけれども、平成8年4月にオープンしております。そして、今お話のありました水紀行館につきましては、交流促進センター、水産学習館、活性化センター、農村公園という4つの農政関係補助金の施設を同じく平成8年4月にオープンし、その後、道の駅として登録したということでございます。したがって、道の駅の条件であります休息目的の人が無料で使用できる駐車場、トイレ、そして、道路や地域に関する情報提供ができる案内所の機能が備わっているということで道の駅に登録されております。

先ほどお話のありました県内の市町村で3カ所の道の駅があるのは、前橋市とみなかみ町ということになっています。それぞれの道の駅は、いずれも各地区の玄関口、それぞれの地区の玄関口ということで、そこが、道の駅が観光目的地になっているという道の駅で

はないというのが、我がみなかみ町の3つの道の駅の特徴だというふうに思っております。したがって、観光客をそこに呼ぶのではなくて、そこに来ていただいて、広く町内の観光施設に誘導するという機能を持っているというふうに理解しております。

したがって、例えばで言いますと、平成24年には県下で先駆けて環境に配慮した電気自動車の急速充電器を整備をするというようなこともやってきたこととございますし、観光パンフレットの配布あるいは地域の農産物、お土産の販売というのもやっているというのは、そのとおりでございます。

そして、先ほどお話がありました国の対応でございますけれども、国は、国土交通省ですが、改めて第2ステージの道の駅ということで大変力を入れていらっしゃいます。個人的な受けとめですけれども、先般、国土交通省の技監になられました前道路局長が、東日本大震災の際の東北地方整備局の局長で、やはりそのような視点から道の駅の機能というものに着目し、国土交通省としても第2ステージの道の駅ということで力を入れていらっしゃるというふうに意識しております。

全国道の駅大会というのがございまして、ことしは関東支部の担当ということで、関東支部長であります、ららん藤岡を持つ藤岡市長が支部長でございましたので、私も那須町での10月の大会には行かせていただきました。全国1,040カ所道の駅のうち80名弱の首長さんがおいでになりまして、さまざまな議論が展開されておりました。茂木町の町長さんが事例報告をされていましたが、茂木町は新たに防災拠点を備えた整備を道の駅に行ったという点が一つの特徴でございました。いずれにいたしましても、今、中島議員のご指摘どおり、道の駅というものについて非常に注目されているというような事実がございます。

そして、ご質問にあります水上の水紀行館については、訪問者に対して販売額が非常に少ないではないかというご質問です。先ほど申し上げましたように、水上地区、特に水上インターからおりて、谷川岳に行こうが、尾瀬のほうに行こうが通過地点、交通情報を提供する場所、あるいはまさに道の駅の当初の形でありますトイレに寄って、情報を仕入れて、目的地に行くというところだろうと思っております。

したがって、例に挙げました田園プラザ、ここは地域全ての拠点として整備し、川場村の物は全てここで売る、したがって6次産業の拠点として、全てのものをそこで生産し、そこで新たなものを生み出していこうという位置づけですから、我がみなかみ町の3つの道の駅とは性格が異なるというふうに思っております。

今のご質問についてはそこまででございますので、まずの答弁とさせていただきます。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

- 7番（中島信義君） これはデータをとっているわけではありませんけれども、若干お客さん等々にお伺いした事例があります。水紀行館に立ち寄ったお客さんが、「この道の駅って食べるころは何でこんなに少ないんだい」というような話、「ちょっと期待外れだったよ」と、そんな声も聞きました。
- そういったことを考えていくと、今町長が答弁なさってくれましたあそこを一旦、そうい

った情報を得るために寄る基地ということで、来たお客さんも他の道の駅を比較してみると、そういうような認識になるのではないかなと。道の駅をくまなく回っているお客さんは、そういった比較を多分しているのかなと、そんなふうに思われます。そして、直売所は、先ほど町長が言ったように農産物と土産物を一応販売しております。それはそれで、とりあえずの目的は達したかがあると思いますけれども、休憩する場所またお子さん連れは遊ぶ場所が少ない、それとそういった施設そのものが狭いということもよく聞きました。

その声の中で、水紀行館は立地的には一等地ではないかと思えます。この一等地にある道の駅、そこに寄ってトイレあるいはいろいろな情報を得ていく場所ということでありますので、これらをもう少し発展と言ったらいいんですか、行政としてあそこに一応指定管理をしていますので、いろいろなものに行政としてお金をかけていくということは、いろいろ問題があるかということも自分でも認識しています。しかしながら、そういったことを踏まえながら、水上地区方面の観光の拠点として、もう少し充実させていくべきかなと、そんなふうに思いますが、その辺についてちょっと答弁をお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 先ほども申し上げました新たな第2ステージとして、水紀行館の道の駅としての再整備が必要かなという認識は持っております。認識の視点について若干ずれていると思いますので、私がまず述べさせていただきますけれども、東日本大震災の際、みなかみ町にいらっしゃったお客さんたちがどこまで帰れるんだいという情報を得るために道の駅にお寄りになった。これは圧倒的に水紀行館が多かったです。そしてもう1点、2月の関東の豪雪の際です。みなかみ町なり水上地区については相当除雪が早かったので、水紀行館まで来たけれども、東京まで何時間で帰れるんだいというような問い合わせが随分あったと。つまり防災拠点、情報提供拠点としての機能というものは充実させなければいけない、これは強く感じているところでございます。

そしてまた、今ご指摘のありました、つい先般の茂木の町長のお話をするようにも、確かに公園と一体的な道の駅は多くございます。先ほど申し上げましたように、矢瀬公園もそうですし、水紀行館も、すぐ横に親水公園を持った、遊ぶ場所を持った、言ってみれば私も出張の際にいろいろなところに行きますけれども、駐車場と売店と食堂だけというところよりも相当機能の充実をした施設です。そしてまた、先ほど前段で申し上げましたような施設整備をやるときに、水の故郷が指定管理をやっていることは全くの支障になりません。

ご存じのとおり指定管理というのは、町の施設があり、そのものを一定の目的の範囲内で管理を委託しているものですから、新たな機能をつけ加えることについては町の仕事ですし、その新しい機能について指定管理が適切であれば、その内容も含めて指定管理に出すということですから、現在、水の故郷が道の駅の指定管理者であるということと今後どう整備するか、あるいはどういう機能をさらに持たすべきかという議論をするときには、全く問題ないというふうに思っております。

ひとまず今のご質問について、そこまでの答えとさせていただきます。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） あそこの水紀行館については、農水省の補助金で約10億円ほどかけた施設であります。この使い方というのは、大変いろいろ規制されるものがあると思います。いろいろ諸事情は伺っている中でありますけれども、あの水紀行館の一番東側の一角、これは交流促進センターだと思いますけれども、あそこのところが余りうまく使われていないという部分があると思います。それは、そういった補助金の関係からということであると思います。

そこで、過去は過去として、その施設の規制緩和、要するにあそこを自由に使えるように行政でそこを働きかけるのがまず第一かなと、民間はなかなかそこは進めていけませんので、行政でそこを自由に使えるようにしていくべきかなと、そのように思いますけれども、その辺答弁をお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 食の機能、食べさせる場所が不十分だと、これはご指摘のとおりだと思っています。これはオープン早々の平成10年あたりから既に議論されていると、承知しております。この間の経緯につきましては少々ございますので、後ほど農政課長から、まず答弁させますけれども、規制緩和の話につきましては、道の駅全般で、全国で農水補助金を使って施設を整備したというところは全国的にも非常に多うございます。それぞれがどういう形で運営をしているか、それぞれに苦労があるというのは事実です。そしてまた、改めて第2ステージ第2ステージと言っているのは、国土交通省のほうで防災拠点としての機能、これを持たせるということが動いておりますので、もし新たな形で、今のものを規制緩和しつつ、わかりやすく言うと食堂に使うということもありますし、防災拠点としても全国の道の駅では既に展開されているようです。今後はさまざまなことを考える必要があると思いますし、既に規制緩和の議論については、道の駅全体について出ているということも事実です。そして、その一番苦労しているのは、言ってみれば水紀行館だろうと思っています。

逆に言うと、さっき並べました豊楽館については、もともと食べさせるという機能を持った農水の補助金でしたので、食堂はありますけれども。それらを含めて、今後ともそういう方向には持っていきたいと思っています。

ひとまずこの間、なぜあそこの食の機能が少ないのかという経緯について、農政課長から答弁させたいと思います。

議長（河合生博君） 農政課長。

（農政課長 原澤志利君登壇）

農政課長（原澤志利君） お答えいたします。

先ほど町長が申し上げたとおり、本来、東側ということで、先ほど中島議員が交流センターという、東側というのは川側という意味でよろしいでしょうか。そちらは活性化センターという位置づけになっておりまして、こちらについては本来、当初の計画によります

と、そちらで体験等をさせて提供するというような計画でございました。ただ、多分お客さんのニーズで、飲食等を提供していたということなので、本来の目的を逸脱した利用、目的外使用という指摘をいただきまして、活性化施設の協議会、水紀行館をどうやって今後運営していこうかという協議会を当時つくられたようです。その中でいろいろ議論をされまして、もともとハイビジョンがあった交流促進センター、こちらについては、今のような直売所あるいは飲食、地域食材の提供というような利用計画に変更されたと、活性化センターのほうにつきましては、そういうことがなかなか難しいということで今の利用のとおり、そば打ちといった体験のスペースとして利用されているということでございます。

こちらについて、言葉では財産処分という言い方をしているんですけども、利用計画の変更が平成19年になされたというところがございますので、利用計画の変更後、まだ実際には10年経過をしていないというようなところがございますので、国においては、農水の事業については特に町村合併した地域においては、同じような施設がたくさんありますので、10年を経過した場合には、そういった協議については相談に乗りますということが言われておりますので、農政課とすると、なかなか今の現状では、すぐお話をするのは難しいのかなというふうに考えていますが、県のほうにはいろいろご相談をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） こういった目的外というようなところにいろいろな懸念が生じるわけですが、昔から、十年一昔という言葉があります。時代がもう10年もたつと相当変わってくると思います。そういった中で、やはり現状は現状として、町長も含めて認識していると思います。そういったものをもう少し地域の活性化ということになると結びつけていける話ではないかと思えます。ぜひとも規制緩和という言葉は、これは政治用語みたいなものなんですけれども、もう少しあそこを自由に使えるような方法をぜひとも進めてもらえればと、そんな形で思っておりますのでお願いします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今ご指摘のとおりだと思います。十年一昔の話もありますけれども、施設の耐用年数ということで、今農政課長から言ったような詳細になります。ただし、道の駅については休息機能、そして情報発信機能、地域連携機能とこう言っていましたけれども、さっき申し上げたように情報発信機能をもっと強化したいと、地域連携機能をもっと強くしたいと、そして、防災機能の話も申し上げましたし、全国的に見ると福祉の機能、福祉関係者に来ていただいたりという拠点になるというような道の駅が多くなっているというのも事実でございます。

そして、道の駅のリニューアルも改めて社会資本整備総合交付金で認められるという状況になって、第2ステージ第2ステージとっておりますけれども、今後、文化の発信であるとか地域の個性や魅力を生かした取り組み、これらについて道の駅を拠点としてやっ

ていくと。そして、我がみなかみ町の場合、6次産業の拠点としてどこまで行けるかはありますけれども、農山漁村の活性化あるいは人口減少の歯どめになる雇用の創出といったような議論も出てきております。今、我がみなかみ町でみなかみ幸せ創生本部はつくりましたけれども、内容は今検討中です。もし、道の駅をその中に入れるということになれば、当然今回のまち・ひと・しごと創生計画の中では、規制緩和があって邪魔だという文章が入っていると通りやすいというにおいがしておりますので、そういうふうにするかどうかということだろうと思っています。

ただ一つ気をつけなければいけないと思っていますのは、水紀行館は本当にあの地域の玄関口です。情報を得る場所です。全国的には道の駅、いろいろな形がありますけれども、その村なりその地域には全く何もなくて、道の駅で買い物も、トイレも、あるいは食べる場所もそこしかないという道の駅も多々ございます。それに比べると、まさに水紀行館は玄関口ですから、その奥にも多くの食堂があり、そしてお土産を売っている人もあり、全てをいわば役場が関係したところが全部かき集めてしまうというふうに、水紀行館についてはできないだろうと思っています。その辺のバランスというのは気をつけながらやっていかなければいけない、これが一方の配慮すべき事項かなというふうに思っています。

いずれにしても地域全般のことを考えながら、そして道の駅の機能を拡充するということも必要なので、またご相談しながら適切な方法で働きかけをやっていきたいというふうに思っております。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） 今の町長の答弁について、自分と全く同じ認識をお持ちなんだということで、地域にかかわっていければと、そのように思っております。

この道の駅というのは、どこでもそうですけれども、大変多くのお客さんが訪れている。この水紀行館についても、当然ご多聞に漏れずお客さんが大勢来ているわけです。そういった中で、その水紀行館、清流公園のまた東側には清流の大河、誇れる利根川が流れております。そういったこととあわせ持つ道の駅ということを思い浮かべますと、この水あるいは川、そういったものを多くのお客さんが利用しているということになると。今もう一つ道の駅というほかに川の駅というのがあります。この川の駅とマッチングできる水紀行館、道の駅、そういうふうにするんですけれども、やはりまだ川の駅というのは全国でも数が少ないです。恐らく100カ所はないでしょう。全体的に数はちょっと把握できませんけれども、少ない数であります。その中で道の駅と川の駅が併設、例えばできたとするならば、これは全国先駆けてということになるかと思えます。この辺について、ちょっと何か考えをお願いいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） すみません、多分川の駅の言葉が違うんだらうと思いますけれども、荒川等については、川の駅というものは国交省が整備しています。これは何かというと、震災等のときに道路が物流使えなくなったときに荒川なり利根川を使おうということでやっていらっしゃる。今、議員のご指摘は多分違うと思いますけれども、今、實際上、水紀行

館については、もともと利根川があるということで、先ほどご説明したように水産学習館も整備されていますし、川のことを知ってもらおうということです。そしてまた、これはプラスかマイナスかは別として、あそこの水紀行館の駐車場を使いながらラフティングの拠点にもなっていると、利根川との結びつきも非常に深いというのは事実でございます。

川の駅、どういう形で全国展開されておって、そのメリットはどういう特徴があって、そのメリットはどう生かせるのか、少し川の駅について、これから勉強させていただきたいと思っております。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） 道の駅等については、防災拠点、それと観光拠点ということで、ほとんどの人がそういう認識を持った中で道の駅というふうに思っておると思います。

そういった中で水紀行館については、そういったあわせ持った機能を持たせることによって、川の意味、町長がよく東京3,000万人の水を供給している川だということは多くに知ってもらう必要があるかと思えます。そういった部分を含めて、その道の駅活用、これも今後進めていったほうが、この町にとって、その地域にとって、地区にとって大きなメリットになるのではないかなど、そんなふうに思われます。

そして、このみなかみ町は多くの自然があります。自然があるということは、新聞で見たいと思いますけれども、災いも多いところだというふうに認識を持ったほうがいいという大学の先生の話がありました。確かに温泉がいっぱいあって、自然がいっぱいあるということは、お客さんにとって、また自分たちにとってもありがたいことですが、その反面、そういった災い、災害が多く起こり得る場所であるということも認識しておく必要があるかなど、そんなふうに思っております。

そして、今言ったように情報の発信拠点として、この水上地区を、みなかみ町を盛り上げていく、そういったことが道の駅としての機能を充実させるものになるかなど、そんなように思われます。その情報発信拠点という結びつきを町長がもし考えがあるとするならば、お答え願えればと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 情報発信機能については強化する必要があるというふうに思っています。どういう視点かということについては、1点災害情報と、あるいはその時点その時点でのさまざまな情報ということと観光情報と両面について申し上げました。情報発信機能については強化する必要があるというふうに思っています。3つの道の駅ともそういう整備をしていきたいと思っておりますけれども、やはり通過交通の一番多い水紀行館が最初かなというふうに思っているところです。

議長（河合生博君） 中島議員。

もう2度目なので、ここで注意しておきます。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） ちょっと背が足りませんので、立ったままで申しわけありません。

議長（河合生博君） いや立ったままでいいんですが、許可を受けて発言をしてください。

7 番（中島信義君） 駅という名前、鉄道、JRでいうと、みなかみ町に6カ所の駅があります。

その一つの自治体に6カ所も駅があるというのは、大変日本でも少ない、珍しいことだろうと思います。また、そして先ほど冒頭に申し上げました道の駅等が一つの町に3つあるのも数少ない。そして、今鉄道以外の駅というのが、道の駅、川の駅、それと山の駅、花の駅、そういったものを含めるとかなりの数の駅という名前がついております。このみなかみ町については、今言ったように当然道の駅は3つある。それとまた川の駅は、これからいろいろ議論、協議を重ねていくと。それと同時に山の駅もマッチするような場所があるわけです。そういったものをいろいろ考えていくと、情報発信拠点が水紀行館にあるとするならば、大きな展望が開けてくるのかなと、そんなふう思うところであります。

それは、拠点を設けることによって、このみなかみ町にあるはかり知れない宝をもっともっと発掘して利用してもらおうということが、お客さんに情報提供をするということになるかと思えます。どうかそういった部分を含めまして、地域の活性化あるいはお客さんが1人でも多く来てもらうようにするのにどうしたらいいかということをごひ考えてもらえればと、そんなふう思います。

その中で、今道の駅水紀行館は駐車場が大型車8台、駐車スペースが140台というスペースです。これは、みなかみ町の3カ所の道の駅からすると大きいところなんです、全体の入場者数からすると狭いのではないかなと、そんなように思われます。少なからず、これは自分の認識というか考え方ですけども、少なくとも大型車が10台あるいは15台、それと普通車がやはり300台ぐらいとまれる、そういった道の駅施設にしていくことが望まれるかと思えます。どうかこれについても、もし町長に今質問させていただきましてけれども、少し考えがあればよろしくお願ひいたします。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸良昌君） 確かに観光のピーク時の時間帯については、特に水紀行館については、入り口のところが入りにくいということで渋滞を起こすことについては承知しております。とは言いながら、いつも出てくる田園プラザですけども、田園プラザ365日とは言いませんけれども、非常にいつも渋滞を起こしています。そのたびごとに、今村のほうで駐車場を広げていると、承知しております。水紀行館、渋滞するときは渋滞しますけれども、あそこまでの圧力はないのかなというふうに思っています。

そしてまた、どういう形で整備して、どれだけ充足できるのかなということはありません。一言でいうと、入れなくて困る時期というのは重々承知しておりますけれども、それに応じて全ての施設をつくるということについては、普段遊んでしまうということなので、今のところ、具体的に水紀行館の駐車場をふやそうという検討は始めておりません。

議長（河合生博君） 中島君。

7 番（中島信義君） やはり今は車社会です。やはり車で来たときに、すぐ寄れるというのは、余りにも過度になりがちですけども、じゃ水紀行館に寄ったときに渋滞で入れなかったという日が幾日あるかという、これは数が少ないと思います。しかしながら、そういった大勢のお客さんが来たときに、そこが利用できないということになると、今、川場の話が出ましたけれども、お客さんにとってはマイナスイメージしか持って帰れないという部分

があろうかと思えます。どうか今後、そういった車ブーム、マイカーブームという言い方はおかしいんですけども、車で来なければ観光は楽しめない地区でありますので、そういったところを考えると、やはり入場者数等々を勘案しながらいくと、もう少し広げられるところがあるとするならば、それはそういう形をとっていただければと、そんなように思えます。とすれば、年間の入場者数が70万あるいは80万という数字が全く見えない数字ではないかなと、そんなふうに思われます。

やはり行った先で駐車場がなかったと、それはそれぞれの町長さん初めとする皆さん方もそうだと思いますけれども、車が入れなかったとなると、やはりそれなりの気持ちを持つのでないかなと思えます。ということから考えると、みなかみ水紀行館あるいはみなかみ町全体に来てもらったお客さんが向こうへ帰って、やはり、みなかみってよかったよというイメージを持ってもらうような方向、やはり、みなかみに行ったけれども何だったよと言われているのが現状かもしれません。これはただ単なる憶測でしかものを言っていないけれども、本当に口コミ、これは大事なことかなと思っております。その口コミをやはりしてもらうためには、地元がしっかりとしたそういった認識を持った中で、お客さんのニーズにあわせる施設等も含めて充実させていく必要があるのかなと、そんなふうに思われますので、いつきの何百万人、400万人、500万人というお客さんが来ていたときから比べると、少しずつ回復はしていますけれども、まだまだそこまで到達していかないということから考えると、やはりそういった一つの施設等々をお客さんに知ってもらい、それを利用してもらうということが次のお客さんに結びついてくれるのかなと、そんなふうに思いますけれども、その辺、町長どう思いますか。

議 長（河合生博君） 町長。

町 長（岸 良昌君） まずは先ほど申し上げたことの繰り返しになってしまいます。水紀行館については、着地型の観光拠点ではないというふうに思っています。つまりそこを目的としてみなかみ町に来てくださいという場所ではないと思っています。来た方に休息機能を提供する、あるいはちょっとしたお土産を買ってもらう、あるいは小腹がすいたのを解決してもらうと、そこまでは必要だと思っています。過去の例を出すまでもなく、みなかみに来ていただくのは、谷川岳に来てください、ダムを見にきてください、森林を見にきてください、温泉に入りに来てくださいというのが、まさにみなかみ町の魅力であり、みなかみ町に来てよかったねというのは旅館のサービスだったり、その他の観光地のサービス、もちろん道の駅のサービスも入りますけれども、だと思えます。全体としてみなかみ町の魅力を高め、情報発信機能を高め、多くのお客さんに来ていただく、これはいつも心がけているところです。その中の一部として水紀行の機能も必要だと、これについてはそのとおりだと思っています。

したがって、情報発信機能であるとか、あるいはどうしても駐車場に入れないという事態については困ると。これはそのとおりです。だけれども、みなかみ町の魅力を、水紀行館の魅力を上げれば、みなかみの魅力が上がるんだというふうには理解していません。もちろん、みなかみの魅力の一部であるということは素直に認めております。そのバランスの中でやっていくことが町全体としては必要かなというふうに思っております。

議長（河合生博君） 中島君。

（7番 中島信義君登壇）

7番（中島信義君） 地域住民、特に奥のほうの商売をやっている人が話をするんですが、水紀行館、道の駅、それと中間にそういった店舗が幾つかできました。等々を歓迎という言い方はおかしいんですけども、そうしたことによって、奥のほうに人が来なくなったよという話がよく聞こえます。これは、それができたらお客さんが来ないということではなくて、やはり全体的にお客さんが少なくなっている、なおかつそういった奥地のほうに魅力がないということがあると同時に、やはり奥に行っても何もないんだという認識が多分伝わっているんだと思います。

そういった中で、奥で商売をやっていくのはもう限界があるという声を何人かから聞いております。これは、奥に行ってもらうためには何をお客さんに伝えるのかということ、まず、最初から言っているように玄関口ですから、あそこに寄っているいろいろな情報を集めていくということをお客さんに知ってもらうことが必要かなと思います。奥のほうでお客さんが来ないからというような嘆きは、ある意味努力もさることながら、お客さんが奥に行っても、紅葉等については行くお客さんはいると思いますけれども、素通りであるということからすると、やはりそれぞれの商売をやっている方が努力していく必要があるかなと、そんなように思います。

しかしながら、やはり今道の駅が防災拠点、情報発信拠点として大いに役立つ場所であるということ認識すると、ぜひとも一歩、二歩進んだ形の道の駅、それを発展させていくべきでないかと、そんなふうに思いますので、これはもう質問というよりかそんな形で、とりあえずの私の質問はこれで終わりたいと思いますが、ぜひともそういった認識を持った中で行政を進めていただければと、そのように思います。

以上で7番中島信義の質問を終わります。

議長（河合生博君） これにて、7番中島信義君の質問を終わります。

通告順序5      6番 林      誠 行      1. 町が直接雇用する臨時、非常勤職員の賃金等について  
て  
2. 黒岩八景の整備について

議長（河合生博君） 次に、6番林誠行君の質問を許可いたします。  
林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） 6番林誠行です。議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

今、働く貧困層が社会問題となっています。私の嫌いな言葉の一つに「勝ち組」、「負け組」という言葉があります。この負け組に入ったら、いつまでも抜け出せない、こうしたことが起きないまちづくりをしていきたいという思いで、以下質問させていただきます。

10月ですが、副町長、総務課で対応していただきましたが、県の労働組合会議との懇談会を持っていただきました。原澤議員と私も参加させていただきましたが、事前に県内各自治体の正規職員と臨時及び非常勤職員の賃金など、待遇を中心としたアンケートをもとにした懇談でした。その中から、臨時、非常勤職員の待遇で幾つか質問させていただきます。

いただいた資料ですと、町の正規職員定数394人ですが、現在の正規職員261人、臨時、非常勤108人で町政が進められております。そうした中、臨時、非常勤の占める率として30%近くになっております。臨時、非常勤、その方たちの果たしている役割は大きなものがあると思います。賃金では、県内各自治体で一番低い職種として、みどり市、甘楽町で730円、川場村、片品村では900円となっています。このみなかみ町は、現在800円です。

そうした中、総務省は7月に官製ワーキングプア、地方自治体で働く貧困層への待遇改善を求める通知を全国の自治体に出しているという報道がありました。この町にも届いていると思いますが、そこには、時間外手当や通勤費、年休、産休、育児・介護休暇などについても整備するよう明記されているとあります。今回、正規職員の賃金引き上げとなりましたが、この臨時、非常勤者への手当を今後どのように考えておられますでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

（町長 岸 良昌君登壇）

町長（岸 良昌君） 全般的な話とはかく、今の質問に限ってまずお答えさせていただきます。

今回、人事院勧告によりまして民間と格差が0.27%ということで、これを解消するために職員の給与を先般の臨時議会において改正していただいたところです。これは7年ぶりの引き上げということになります。これに連動して、臨時職員の賃金をどうするかということですが、先ほどご指摘がありましたように、現在、時給に直すと800円というものをいわゆる非常勤職員のほうに適用させていただいています。その部分の0.27ということについては、今すぐその賃金を見直すということではないという状況だろうと思っています。

改めてそれを800円というものをすぐに直すというまでの率ではないというふうに理解しております。とは言いながら、どのような臨時職員の賃金体系にすべきかということについては、雇用の安定あるいは働く人の生活権を勘案する、先ほどご指摘のあった通知等もその一要因だと思います。あわせて周辺近隣、周辺というのは自治体のみならず、周辺の賃金状況や雇用条件なども踏まえて検討する必要があるというふうに思っております。

今のところ、今回のいわゆる職員の俸給表の改定が臨時職員の計算根拠にすぐはね返さなければいけないという水準ではないというふうに理解しているところです。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） ぜひその辺の先ほどの総務省の通知、ぜひ実施していただきたいなという思いです。

現在、私の知り合いで草刈りを中心に臨時職員で働いている人がおります。時給800

円ということです。その人が話すには、仕事明けがをしても補償がない、例えなただ手を切ったとしても自分持ちなんだと、通勤費も出ていないと話しておりました。この100人を超える人たちがこうした待遇なんでしょうか。臨時の方ですか、33人ほどは社会保険への加入とありますが、この辺ではいかがでしょうか。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 臨時職員につきましては、雇用保険をかけておりますので、当然のことながら保険をかけておりますので公務災害等の適用ができると思います。実際にけがをして、自分の保険を使って治している方もいるかもしれませんが、その時点で公務災害の扱いになると思いますので、多分そういうことを知らないといえますか、契約の中ではうたっておりますので、届け出とかそういうものをきちっとすれば対応ができると思います。それと通勤費については、今のところ出しておりません。以上です。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） そうすると、その方は知らなかったということではないでしょうかね。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 契約の中ではそういうことで、けがをした場合等は保険等がきくと思いますので、たまたま指導的なものが足りなかったのか、わからなかったのか、それはちょっとわかりませんが、今後の中で指導はしていきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） わかりました。ありがとうございました。

アンケートからですと、臨時職員の平均年収は一般職で161万円、非常勤の一般職では254万円とあります。これをどう見たらいいのかわからないんですけど、臨時の方で世帯主という方は21人いらっしゃいました。非常勤で15人いらっしゃいました。詳しい構成はわかりませんが、臨時の方でも、世帯主で月に15万円足らずしか家に持って帰れない状況となります。

先日、ラジオを聞いておりましたら、今、各自治体で子育て支援ということでいろいろ方策がとられております。この町でも出産祝い金として第1子2万円、第2子5万円、第3子15万円と助成があります。このラジオでは、1人、2人の子供が持てない中、なんで3人が持てるんだというようなコメンテーターの話でした。

このところではなるほどと思いましたが、町では子供が一人っ子、2人、3人の家庭とかで分けたらどのような形になりますでしょうか。質問通告には入っておりませんが、後でわかりましたら教えていただきたいと思っております。

私はここで何を言いたいかと申しますと、この臨時などで働いている人の中には子育て

中とか子供を持ちたいが持てないとかという人たちはいないのかな、結婚したいが、この収入ではなどというような状況はないでしょうか。地域に入れば正規、臨時問わず役場に勤めているとなれば、一定の収入があると思っているのが普通だと思いますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 臨時職員の数、構成あるいはその世帯主の数、改めて総務課長から答えさせますけれども、確かに今ご指摘の年収でいうと160万円とか250万円、先ほど申し上げたように、ここを少し申し上げてさせていただきますと、非常勤職員につきましては条例で定めるといことで、月収22万円というのを原則にしております。したがって、年収にカウントすると今のお話のようなことになろうかと思えます。

それとまた、この間私ここでも申し上げましたけれども、やはり仕事がなければ子供を持てないだろうと、これは申し上げておりましたし、やはりきちっとした仕事があるということが子育てのためには必要だというふうに思っています。

後ほど課長のほうで数字を持っていると思えますけれども、いわゆる出産祝い金の数字でいうと、私も驚いたんですけれども、第1子の数と第2子の数がほぼ同じだけ、第3子の数はその半分というような感じですが。したがって、例えば100人ということになると、40人、40人、20人ぐらいのイメージだったと思えます。したがって、1人のお子さんを持っていらっしゃるご夫婦というのは2人目、3人目、この可能性というのは、率は随分高いんだなというふうに思った印象がございます。

あとは、今の世帯主の割合等については、総務課長から答えていただきます。

議長（河合生博君） 総務課長。

（総務課長 増田伸之君登壇）

総務課長（増田伸之君） 林議員の質問でございますが、11月30日現在で臨時職員、嘱託職員につきましては、臨時職員が先ほど108人と言いましたが、その時点は違いますので、11月30日現在では104人ということでございます。また、その中で嘱託職員についても33人おまして、合計で137人でございます。その中で世帯主の割合ということなんでございますが、嘱託職員33人のうち扶養認定を受けている職員が16人おまして、非常にそのアンケートの中では世帯主の数字が高くなっておる要因でございます。

以上です。

議長（河合生博君） 子育て健康課長。

（子育て健康課長 上田宜実君登壇）

子育て健康課長（上田宜実君） 出産祝い金の数でございますけれども、手持ち資料、平成24年の資料をお伝えします。

第1子の人数が39名、第2子の人数が29名、第3子以降22名、合計90名の方に支給をさせていただいております。

以上でございます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6 番（林 誠行君） ありがとうございます。

こども園ができて、全国的にはほぼ幼稚園教諭、そうした中に臨時の職員が混在し、同じ資格を持っていて同じ仕事をしている。しかし、正規と非正規では育児休業制度など待遇面、賃金面での差があると言われております。そうした中、常勤的非常勤というのがふえているようですが、この町ではこうしたことはないでしょうか。

同じように働いている人に差があってはいけないし、職員の団結、職場の雰囲気、子供などにも影響すると思います。働きやすい職場にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 改めてご説明申し上げます。

みなかみ町では嘱託員、そして臨時的任用職員、いわゆる臨時職員という2つの形で臨時的に職務に当たっていただいているところです。嘱託員につきましては、地方公務員法の3条3項第3号で規定するというので、特別職非常勤職員ということで、先ほど申し上げたように、報酬を条例で規定する必要がありますので、月額22万円以内で任命権者が定めるということで適用しております。それで、今申し上げたところが、主にこども園や学校等で専門知識や経験を有する職場で業務の一端を担っていただいているということです。

したがって、今のご質問のこども園で働いている嘱託職員については22万円以内でお願いしているということでございます。そして、その業務内容等につきまして、子供さんの面倒を見ていただいていると、まさに専門職としてやっておりますので、そのところで保育園の管理者なり、あるいは公務員の等級表に従って経験年数を積んでいるという人の報酬とは異なっていると、これが現実だと思っております。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6 番（林 誠行君） この項で最後の質問になりますが、公契約条例というのがあります。私、言葉自体初めてで、なかなか難しいところだなと思っているんですけども、自治体が発注する公共工事や公共調達、業務委託、指定管理者など公契約で働く労働者に公正な賃金、労働条件の保障する公契約基本条例というものが前橋市では昨年からは施行されています。アンケートでは、町は検討段階に入っていないとありますが、その後の状況はいかがでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） この公契約法、これについては法律が昭和25年に法案が作成されていますけれども、この法案の原案、これはもう相当早くからできているというふうに聞いています。しかし、関係方面の調整がなかなかできないということで国会には提出されていないという状況だそうでございます。昭和25年ということですから、随分長い間、国会に提出されていないということのようです。この間、法案を求める意見というのは多方面から出され、検討は続けられているようなんですけれども、まだ法律の成立というものにはないというのが現況のようでございます。

平成に入りまして、20年ごろから公契約法あるいは公契約条例の制定を求めるという

議論が活発化していると、これは私も承知しているところです。そして、参議院では趣意書に対して、いわゆる地方公共団体の契約の相手方の使用者が最低賃金法に規定する最低賃金を上回る賃金を労働者に払わなくてはならないということは、法律的に何の問題もないと、要するに最低賃金は払いなさいよということだと思えます。

そういうことで、このようなことを根拠として地方公共団体の幾つかで公契約条例を制定されているということがあります。前橋市が平成25年3月に公契約基本条例が制定したということは承知しております。

みなかみ町においても、公共サービスの実施に従事する方の適正な労働条件の確保、その他の労働条件の整備に関しまして、これは前にもお答えしていますように、勉強していかなければいけないという認識を持っておりますし、今後の国あるいは他の地方公共団体の動向を注視しながら検討を続けていきたいというふうに思っております。

先ほど申し上げましたように、承知している範囲でいうと、条例を持っているのは前橋市だけであるという現況にあるので、検討中であるということでございます。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） この公契約というのは、ちょっと調べましたらフランスのパリで最初にできたんだそうです。1988年だそうです。この契約に基づいて、町が発注する現場で仕事をしている皆さんの賃金の最低ラインを適正な額に引き上げていこうというのが目的だそうです。

先ほど町長が言われるように、前橋市の基本条例、この第1条の目的にはこう書かれているそうです。この条例は、公契約に係る基本理念を定め、市及び事業者などの責務を明らかにし、公契約に関する施策を推進するとともに、社会的価値の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とするとあります。

下請、孫請企業の保護、もちろん地域経済の活性化を図り、民間の皆さんの労働条件を保障していこうということです。ぜひこれらを通して住民が安心して働き、暮らせるまちづくりをお願いしたいと思います。

続いて、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目、黒岩八景の整備をとということで出させてもらいました。全国にこうした八景とか十景とか十二景とか、いろいろ言われるものはあるそうですけれども、約400あるそうです。ネットで見ますと、訪れた人も含めてさまざまな形で黒岩八景が紹介されているんですけれども、しかし、これが2007年とか数年前のものだったりしています。訪れてはみたが、がっかりしているのではなどと思いました。

以前は牧水の愛した八景などの看板もあり、月夜野町当時の紹介では、駐車場ありなどの表示もあります。また、春の学習会では、藻谷先生も絶賛していただきました。しかし実際に下ってみると、確かに四、五台ぐらいの車は置けるかなという感じで、しかしガードレールもツタなどで覆われています。また、利根商の黒岩寮の跡も草やツタなどで覆われていて、観光地とは言えない状況です。月夜野地区からいえば裏玄関、新治地区からは

表玄関かなと思いましたが、この整備についてはどうお考えでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 黒岩八景、今お話がありましたように、歴史的には非常に古くから三国街道の往環道ということで、羽場から月夜野を經由して沼田へ向かう道ということで、非常に交通量も多かったというふうに聞いております。そして、今お話がありましたように、景観としては、まず小袖橋から始まりまして、衣掛松だとか向山だとか扇岩、梯子岩、一杯清水、亀の子岩、これらが名づけられて、それを八景と称しているというふうに聞いております。そして、当時は左岸に奇岩が迫って、右手側は断崖絶壁の間を赤谷川の清流が流れ、そして松が生い茂るといような景観であったということで、大変多くの方が足をとめる景勝地であったというふうに承知しております。

ご存じのとおり、明治17年だそうですねですけども、黒岩新道が開削され、したがって扇岩等が下に眺められるというような位置づけになりまして、北向観音もそのときに現在のところに移転したと。つまり今の道ができたときに、北向観音さんが現在ある位置に移されたというふうにも聞かせていただきました。そして、今ご指摘のありましたように多くの歌人が歌を詠んだ。そして、これらについては、今、県道沼田六日町線ということで整備されて、現在のような状況になったと。逆に、幹線道路についてはバイパスに移って、その後、あそこは県道の後閑羽場線になっているというのが歴史的な経緯のようです。

あそこの景観につきましては、この間の藻谷さんの話は、新幹線から見えたよという話でしたけれども、私も下を歩くたびに、上に新幹線あるいは新しい水管橋等があって、昔とは景観が違うけれども、新幹線が通るところが見える非常にいい景観だなというふうに思っているところです。

確かに今ご指摘のように、河川から伸びてきている木が景観を邪魔しているというのは、そのとおりで思っています。そしてまた歩道がありますけれども、いつも議論が出るように、夏の期間になるとなかなか使えない状況になってしまっているということだと思います。

これは、こういう言い方は失礼ですけども、卵が先が鶏が先かなんだろうなと思うんです。多くの方に来ていただければ、すぐに整備をする。あるいは駐車場が今お話のあったような状況ですけども、あそこにたくさんの方が来ていただける、駐車場が不足するという事になれば整備するという事になるかと思えます。その辺のバランスについては、まだ現時点で非常に多くの方が来たいんだけど不便だといったような声を聞いていないというのが率直なところございまして、そしてまた、一番最初にお話のありましたせっかくの景勝地のPRが不足しているだろうと、これは現実であろうと思っています。したがって、まず現況のことについて、こういう景観がありますよということを観光景勝地の一つとして情報発信していきたいと思っています。これらの情報発信については、いろいろな主体の方がいらっしゃってやっているということなので、誰が情報をつくって、どう載せるか、これは観光協会等に相談してみたいと思っています。

ちょっと今私の言い方がわかりにくかったのは、名胡桃城址は歴史ガイドの会の方が一生懸命おいでになる方のガイドしていただける。そして、その方々のご意見を聞きながら

一步一步整備しているということです。そして、話は飛びますけれども、谷川岳のエコガイドについても山岳ガイドの方がガイドしていただいて、ここにベンチがあったほうがいいとか、ここに看板があったほうがいいといったようなことを一緒に意見交換しながら、町ができることはやってきているということです。黒岩八景もあれだけの景観ですから、そういう形になれば好ましいなというふうに思っています。

改めて林議員からご指摘がありましたけれども、この間、あそこを何とかしてほしい、あるいはもう少しこういう情報が足りない、あるいはこれをやろうとするんだけど、町がここを手伝ってくれないかといったようなお話がなかったものですから、現況のままになっているということです。

まず、情報の発信ということで、現況の状況あるいはどのポイントでどういうことが楽しめるといったような情報発信は心がけていくように準備したいと思っています。

議長（河合生博君） 林君。

（6番 林 誠行君登壇）

6番（林 誠行君） ぜひ環境整備をお願いしたいなと思います。ネットを見ましたら、よくあんな写真が撮れるなと思ったんですけども、新幹線があつ橋を通る写真が動画で放送されています。ぜひそんなものも含めて環境整備をして、あそこを売り出していけたらなんて思います。道路の左右の草や雑木などを伐採しただけでも、ほっとする環境になるのではないかなと思いました。できれば、利根商の黒岩寮の跡地も土砂置き場ですか、あそこ草が生い茂っています。あそこが駐車場にでもなれば、あの歩道を歩いてもらえるのではと思ったりしています。テレビの番組などでも、春の桜や秋のモミジなどスポットライトを当てて紹介されたりしています。その一つにならないかなと考えました。利根町の友達の話では、この秋の連休中、吹割の滝は観光客でごった返していたと話しておりました。

以上、ネットでも紹介してもらえるような環境整備をお願いして、質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（河合生博君） これにて、6番林誠行君の質問を終わります。

---

議長（河合生博君） 暫時休憩をいたします。再開を10時20分にいたします。

（10時12分 休憩）

---

（10時21分 再開）

議長（河合生博君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

#### 発言の訂正

議長（河合生博君） 一般質問の前に、総務課長より訂正がございますので、報告をお願いいたします。

総務課長。

(総務課長 増田伸之君登壇)

総務課長(増田伸之君) すみません、先ほどの林議員の質問の中で雇用保険という話をしてしまったんですが、労災保険と、あと非常勤職員につきましては公務災害補償制度によりまして、その保険が適用になりますので、それに対応したいと考えております。

それと、昨日の石坂武議員の質問の中で、もと夫婦で同一に勤務している人の質問に対しまして、私のほうで現夫婦と間違いまして、現在はいないという答弁をしましたが、もと夫婦については承知しております。

以上です。

通告順序6 8番 前田善成 1. まちづくり基本条例を活かした町の各事業計画、政策、ビジョンについて  
2. 行政評価の活かし方や活用方法について

議長(河合生博君) 8番前田善成君の質問を許可いたします。

前田君。

(8番 前田善成君登壇)

8番(前田善成君) 通告に従い一般質問をいたします。

まちづくり基本条例を生かした町の各事業計画、政策、ビジョンについてです。

町は住民の意見を反映し、議論を尽くし、町民、議会、町がそれぞれの果たす役割と責任を分担し、協働で施策や事業をするため、まちづくり基本条例を制定しました。そして、住民みずからが町の事業や施策に参加し、自発的な地域の人との協力、自立した活動と町との連携を促し、町民参加型の町政を目指しています。

そこで、将来のまちづくりの計画はもちろん、教育方針、福祉事業や子育て事業、水道事業、地域整備や都市計画、地域の産業政策などに生かされるはずですが、具体的にどのように生かしているか、将来的にはどのように生かすのかお聞きします。

議長(河合生博君) 町長。

(町長 岸良昌君登壇)

町長(岸良昌君) ただいまみなかみ町まちづくり基本条例についてご質問がございました。自治基本条例という格好であるわけですがけれども、この自治体については、25年度末時点で、全国で308自治体、群馬県については、みなかみ町を含めて3自治体にとどまっているというふうに承知しております。地方分権改革がベースですがけれども、この条例に書いてありますように、国・県の施策を展開するのではなくて、自立、自主の政策を展開していくというふうに書いてございます。内容についてはそういう形になっておりますし、特に基本理念の中で、町民一人一人がみずからの意思と責任によって参画するというふうにうたわれております。つまり町に住んでいらっしゃる方が積極的にまちづくりに、あるいは町の行政展開に参加していただくということをうたったのがまちづくり基本条例の基本だろうというふうに理解しているところでございます。

町は、この基本条例に基づきまして、それぞれ書いてある町の役割、町の役割と区別して町長の役割と書いてあるのがいがかかなと思っているんですけども、町も町長も一体だろうと思っています。そして、議会の責務についても明確に書かれています。3条の、先ほど私が引いたところが基本条例の骨格だろうというふうに思っています。全ての町の活動、あるいはこの中に議会の責務ということで書いてありますけれども、議会あるいは議員の活動もこの基本理念に基づき行っていらっしゃるというふうに理解しているところでございます。

今後ともこの基本条例を大切に、それらの趣旨に従ってやっていかなければいけないというのが基本的な考え方でございますし、それぞれの中で今、何点かの計画についてご指摘がありました。地域防災計画であるとかスポーツ振興計画であるとか、あるいは総合計画、町民憲章等々につきましても、改定の際には一定の期間を設けて町民から意見をいただく、パブリックコメントという格好で意見もいただいていると。これもこのまちづくり基本条例に書いてありますけれども、それらのことはやっております。

そして、今のご質問の中身をもうちょっと分解すると、それぞれの計画をつくるときに委員会であるとか審議会であるとか、これを組織してやるのが非常に多いわけですがけれども、そのときに、その中にいわゆる町民が直接参加していただく委員等の公募ということについては気をつけてやっているところですがけれども、やはり各組織の代表あるいは町議会議員でも委員会に属している人といったような分野が必ず出てまいりますので、慣例的にといたしますか、それらのシェアが非常に高いということがあるので、いわゆる、もちろん議員各位も町民でありますし、そして区長さんということであれば町民であるわけですがけれども、ちょっと基本条例でうたっているところの町民という感じとは少し違うのかなと、そういう意味のご指摘であれば、まだその辺は弱いのかなというふうには感じているところでございます。

具体的なお質問があるかと思しますので、ひとまずの答弁とさせていただきます。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 今、町長が言われたように、本当に町では今いろいろな諮問機関をつくっています。子育てにしてもそうですし、ビジョンなんかで町の将来を考えていこうと、さもそのとおりでと思います。町の基本条例の中で、やはり8条では、町は町民から意見を、その意見に対して速やかに回答し、わかりやすく説明するように努める、9条では、町は審議会やその他附属機関の委員を選出するときは、委員の一部を町民から公募するように努めなければいけないとあります。また10条で、政策の決定前の相当期間をそれに対して設けて、その条件やその政策について、その案を説明しなければいけないというような条文も書かれています。

こういったことを考えると、今、諮問機関に公募されて選出されている方というのは、私が考える中では少ないと思います。どちらかというと、こちらからやはりある程度選んで委員になっていただいている。子育て事業なんかは、逆にプロの方が多くて、そこにお母さんたちが余り入っていない、そういうような委員の構成になっているのではないかと

思います。また、消防なんかで防災、確かに消防団というのはプロの考え方もありますし、そういうところで活躍してきた。ただ、その中に例えばですけれども、家庭の主婦だとか女性の考え方も入っていくのが、本来この基本条例の考え方の一部にあるんだと思います。そういうものが今ちょっと足りない。

その一例としては、昨今、町長のほうに恐らく月夜野のまちづくり協会のほうから少し質問がいて、その質問について答えをいただいた。その委員会の中では、その答えが抽象的でよくわからない、そんなような意見がありました。逆に皆さんが集まっているような、そういう委員会を利用していくような形に今の町の行政はなっていないように思われるんですが、その辺について、町長、どう考えていますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 今、幾つかお話があった中で、基本条例の10条に書いてある町民の意見の提出の手順、いわゆるここはパブリックコメントの話で先ほど少しご説明しましたけれども、例えば総合計画とか一定期間で見直すとかスケジュールに載っているやつについては、割と早目に案を出してパブリックコメントをいただくという時間をとっているのが現実だと思います。それ以外の、例えば言うところまちづくりビジョンという例が出ました。まちづくりビジョンについては、委員構成においても女性という視点でいうと、相当配慮して参加していただいていると思っておりますし、それらについて、今ビジョンの中間報告が出ていますけれども、これについて、その時点までにパブリックコメント的な対応をしているかという、まだしていないというのが現実です。したがって、まちづくりビジョンというのが行政の方向性をルール、規則等に基づいて、おっしゃるように拘束する計画ではありませんので、若干その辺のパブリックコメントをとるという作業はしてありません。

それらについての話と、そしてまた別の例では、まちづくり協議会の対応等がありました。まちづくり協議会等については、基本的な考え方は町が持っているにしても、実際の人選であるとか構成については、それぞれの協議会に任されているという点があるので、直接ではないというふうに思っています。そして、今骨格でご質問されている年齢構成とか、あるいは男女比、これについてもさっき率直に申し上げたように、女性のシェアが非常に少ないというのは現実ですし、そしてまた、女性の中でも若い女性、今のお話ですとお母さん方という言い方ですけれども、それらの意見を反映する機会は非常に限られているだろうと。これは本当に今後とも気をつけて、そういう方々の階層なり年齢層の意見を汲み上げる手段を講じていかなければいけない。それは委員会等の委員にすることだけではなくて、それぞれ委員会が分野別に聞き取りをやるとかご意見をいただくとか、それを含めてになると思いますけれども、ここらについては考えていかなければいけない、私もその辺にもっと力を入れなければいけないという認識は持っているところです。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 今、町長のほうからパブリックコメントというお話があったんですが、パブリックコメントというのは、どちらかというと行政側から一方的に見てよ、批判してよと、なければそれはオーケーねみたいな、そういう感覚だと思うんですね。こういうのが逆に

言う行政と住民との意思の違いとか、感覚の違いというところはあらわれてくるんだと思います。だから、住民のほうの意識アンケートではないですけども、調査のアンケートで、こういった事例がやはり出てきてしまうのは、そういうことだと思うんです。

だから、町政に町民の意見が十分に反映されていると思うかというものに対して、75%ぐらいの人が思わない。逆に、そういうふうな住民が必要とする情報を入手できているか、その手段があるかということについても、45%ぐらいの人がそういう手段がない、そういうふうなアンケートの結果に出ている。こういうことをなくすために、この条例をつくったわけですし、逆に言えばそこに載っている町の役割、例えば長の役割、議会の役割、町民の役割、全てにおいて情報の共有という言葉が必ず出てきます。行政が持っている情報についてわかりやすく説明する。また、逆に言えば町民が思っているような考えだとか、今の状況だとか状態だとか、そういうものを吸い上げて政策に反映する、そういうような形で必ず文章がつくられてくる。ただそういうことをわざわざ持っている町なのに、アンケートをとってみると、その情報の発信だとか共有だとか、そういうものについて必ずしも行政が思っているような結果が出ていないということについて、今、発信している方法だとか通知の仕方だとか、情報の公開だとか、それについて町長はどういうふうにお考えになるか聞かせてください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） アンケートの話がありました。まず率直に答えさせていただきます。

町の施策に住民の意見は反映されているだろうか。75%がノーとおっしゃっているとある意味しょうがないかなと思っています。つまり町の施策が100あって、自分がこれをやってもらいたいと思っていたのが動いていないよという、ノーと書かれるはずなんです。つまり100のうちの90は、まあわかったよと、10は、どうも俺の言ったことをやってくれないよというのがノーになる可能性があると思っていますので、75にはこだわりませんけれども、とはいっても、もうちょっと町民が私の意見も入っているといったような町政展開をやれと、それはそのとおりだと思っています。それについて、やはりご理解を求めるといことは大切なんだろうと思っています。理解というのは、情報を発信して、そのことで理解していただくと、これは当然のことだと思っています。

そうしますと、情報にアクセスできないというのが半分近いという今のアンケート結果、これは大きいと思っています。したがって、どういうふうに情報を共有するかということについては、10年単位と言えいいんでしょうか。もうちょっと古くてもいいんですけども、ここ10年ぐらいでいうと、インターネットで町のホームページの中にさまざまな情報を載せていますので、アクセスしようと思えばアクセスできる状況にはあるんだろうと思っています。そこまで踏み込んでいただく、つまり住民の方々の基本条例に規定するようなまちづくりへの主体的参加ということについて、これは徐々にはふえてくるんだろうと思っています。それらについては、例えば刺激する手段としては、前段でお答えしたように、それぞれのテーマについてご意見を一定の方々からいただくとか、そういう形で積極的に情報提供していただく、あるいは意見を言っていただくということについてやっていかなければいけない、これは先ほどのことに重なってしまいます。

今のご質問でまとめて申し上げますと、もう少ししっかりした形で、多くの町民の方々に施策なり計画の内容をお伝えするという努力をさらにやっていかなければいけないと思っていますし、情報発信ツールはふえてきていますので、これらを十分活用することを今後とも考えていきたいと思っています。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 今、町長が皆さんいろいろな考え方があるから、施策について自分の意見が必ずしも反映されていないということをおっしゃられましたけれども、でもそのアンケートを見てみると、実は税金を払っているその税金に見合った事業をしてもらっているかという、7割ぐらいの人が、してもらっていると答えているんですね。だから何だといったら、そこが問題なんだということは今ご指摘しているわけです。

要は税金の使い方としては、子育てについてもよくしてもらっている、税金も払っている分については、ある程度見合った事業をもらっている。でも、逆に言うと必要とする町の行政の情報だとか、その入手の仕方がわからないし、それができていない。それと今言っているような町政に町民の意見を十分に反映した、そういうような施策がないよと、そういうふうにはやはり言われているわけです。これをアンケートで今言ったような皆さんがいろいろな考え方がある。だからそれについて予算を使っていなければ、それは不満になるというのは間違った考え方だと思うんですよ。逆に言えば、これはちゃんとした町民の意思の、こういうところが悪いんだよ、いいところはあるんだよ。町のいいところは、ここはいい、子育てはいい、税金の使い方もいいよと。でも、その事業をやるときに私たちの考えを必ずしも汲み上げていないよと。だからその汲み上げる方法を何とか考えてください。それが、このアンケートの意思だと思うんですね。

そのことについて、やはりそれを汲み上げていく。だからその汲み上げていく方法というのは何だといったら、やはり公募の形になってくると思うんです。公募も、例えば手を挙げる人ばかりではなくて、住民はいるわけですから、ランダムに抽出して、その人たちに出てきてくださいということで問いかけをする。その問いかけをして、そこで意見を集約させてもらって、それを施策に反映していくということがあれば、こういうような結果が起きないと思うんですけれども、その点について、町長どういふふうにお考えですか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 実際に幾つかの案件で公募をかけたこともあります。公募したときも、やはり応募者が少ないとか、少ないと、もちろん定員は埋まります。だけれども、その中で女性の比率であるとか、あるいは年齢層であるとかを配慮していくと、1人だけみたいなことにはなるというのは実態でした。したがって、ランダムという話ですけれども、今までランダムは考えたことがないんですけれども、裁判員みたいに当たりましたから、ぜひやってくださいと、そこまで踏み込んで考えておりませんでした。

公募の各種の計画等の委員に公募のパーセンテージをふやすとか、人数をふやす。これについては、今後もさらに心がけてやっていきたいと思っています。

議長（河合生博君） 前田君。

(8番 前田善成君登壇)

8 番(前田善成君) こういう話というのは、根にいろいろなものがやはり絡まってくるんだと思うんですね。この情報の入手の仕方がなかなかできない、また、自分たちの意見が施策に反映されていない、こういうものの不満というのはいろいろなところに出てくるし、いろいろな話としてあらわれてくるんだと思います。

実際には、昔こういうことがあったという話ですれば、お祝い金ですね。77歳になったときのお祝い金を、例えば4月から3月だったのが1月から12月にした。そういうものが伝わっていなかったから、何でもらえないのか。近くで言えば、もう本当に9月の議会のときに水道の問題だとか、あとは認定こども園の問題だとか、説明だとかは聞いていないとか、そういうものによってうがったうわさというものがあらわれてくる。特に今、うちの町で言われているのが、例えばですけども、老人なんかの認定の制度、うちはほかの町村に比べて厳しいという話がまことしやかに出ています。でも、実際にそのデータを調べてみると、利根郡ではある程度厳しいかもしれませんが。ただ、吾妻郡と比べてみると大体同じ程度の認定の仕方をしているんですね。でも、うちの町だけが厳しい、というような話が本当に出ているんです。こういうものの原因というのは、今言ったような形に反映されているんだと思うんです。だから、情報の入手の仕方、またその伝え方、その反映をしてもらっている場所がないと、そういうものについて、こういう不満とか不安というのが出てきてしまうと。それをなくすために、こういう基本条例をつくったわけです。

この基本条例をつくったときに、行政というところから原案が来ました。難しい言葉がいろいろ並べてあって、なかなか普通の人には使われないような言葉が使われていました。そこを一言一句みんなが使う言葉に変えて、この条例をつくっています。だから、この条例でつくった、織り込んだ言葉というのは、どちらかというと普通の住民の人が使う言葉を極力使いながらこの条例をつくっています。そういう気持ちでつくった条例ですから、逆にそこに書かれているようなものというのは施策に生かしていただいて、なるべくみんなから意見を聞く、そういうような諮問機関もつくっていただきたいと、本当に思います。その辺について、もう一度、町長、お考えのほうをお聞きします。

議長(河合生博君) 町長。

町長(岸良昌君) 幅広い町民の方に積極的に各種の計画であるとか、町の政策について意見をいただきたいと、これはそのとおりでございます。施策というのは展開するまでのタイミングというものがありますし、先ほどお話あったように、ちょっと事例は違いますが、議会にかかって施策を展開するという機関等の問題もあるので、十分事前に段取りしなければいけませんけれども、幅広く意見を聞くということは当然必要なことですし、それについて、まさにこれ私も、もう基本条例については町民の方が積極的に参加してくださいよというところに非常に大きな意味があるんだろと思っています。もう少し町民の方が積極的に参加していただくということがあろうかと思っています。

今、事例に挙げました前段のやつと後段のやつと、いずれもこれが町民の意見を聞いていないからだということになると、ちょっと説明というか、脈絡が難しくなっているの

で直接触れませんが、気をつけながら、そして、意見を広く聞くということについては、もし今のご指摘が、町がどういう形で意見を聞けば多くの方が意見を聞けるんでしょうかという審議会を立ち上げろということであれば、それもいいことだと思いますし、まさにそれは公募で幅広い委員の方に参加していただいて、町はどのような情報伝達あるいは町民のさらなる参画を求めるにはどうすればいいかと、これはひとつ今ご指摘いただいたように、大きなテーマになる得るというふうには認識しているところです。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 町長が言ったように、最初に話をさせていただいた例というのは、この話とはかわりがないように一見やはり思うと思うんです。でも、逆に言うと本当の話が伝わらないので、うわさが出ている。そのうわさが本当のような話になってくるというのも、この情報をちゃんといただくという場所がやはりわからない。それと、検索すると言いますけれども、若い子は検索できるかもしれないですけれども、ある程度の年になってくると、そういう情報を使うツールもやはりわからない、使えない、そういうのも本当の話だと思うんですね。それについて、やはり丁寧な説明をしていく。

今、町長がかかわりを持ってもらう、住民の人に参加してもらうことが大事だと、確かにそうなんです。参加してくださいと言って、本当に参加するかといたら、なかなか参加しないわけですね。だから参加する仕組みというものやはり考えていく。考えていくために議会もあるし、町長たちもここで政策を考えていくわけじゃないですか。だから入りやすいとか、参加しやすいと、そういうものをやはり考えていっていただくためにこういうお話をしているので、参加しないから悪いよではなくて、参加してもらう、そういう方向にやはりしていくのが、町政の本来の形だと思うんですけれども、その辺についてどうお考えになりますか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） ご指摘のとおりだと思います。とは言いながら、またあえて逆のことを申し上げさせていただきますけれども、各種の施策というのは、これはやはり必要性があって施策を打つ。施策を打つべき範囲だとかタイミングだとか、これもいろいろな意味で拘束がかかるんだと思います。そのときに幅広くご意見を聞くと。これもまたそうですけれども、確かに町政の展開、町政と言っちゃいましたけれども、町政の展開、町がやることについて、町民のご意見をいただいて反映させるということが非常に大切ですが、やはり施策の必要性があって施策を打たなければいけない。その前提でもって、その中に幅広く町の方々の意見を入れていく。これはもう当然のことだと思いますし、この間、本日のご議論でご指摘のとおり、いろいろな機会にそういうことを確保しなければいかんというふうに思っています。

そして情報発信、つまりホームページで誰でもアクセスできるよという言い方をしましたけれども、2万人町民が能力だとか設備だとかでアクセスできない人がいる。それは確かです。けれども、制限がかかっているわけではなくてアクセスできるというのは、何十年か前に比べれば一歩進んでいることだと思っています。とは言っても、情報が世の中に

たくさんある中で、興味がなければ誰もアクセスしてくれませんし、そこをどうするかということについては、つい昨日のご議論で、86人の方に説明しろと言われれば、ばしっと目的を持って情報発信できるわけですが、一般的に情報発信する、懇切丁寧に説明する、これは努力しますが、全ての人にそういう情報が必要な人に取りに来てもらうには、全ての人に渡すというのは難しい点があるということも事実です。この間も議論していたんですけれども、近々お子さんを持たれる親ということになれば、人はわかりますから、そこを集中してご説明すればいい、情報を送ればいいということはありませんけれども、一般的なものになると、その難しさもあるというのは事実です。

もう前田議員のご指摘、全部そのとおりだと思いながら、ちょっと差のあるところだけご説明させていただきました。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 確かに今町長が言うように、みんなに公平にいろいろなことを平等にやれと言っても、誰がわかっているかわかっていないか、誰が必要か必要じゃないかというのは本当にわからないことだと思うんです。ただ、それをやるかやらないかではなくて、やる姿勢を持っているか持っていないかというのは、必ず町民の方に伝わるはずなんです。伝わっているから、アンケートでそういう結果が出てくるんだと思うんですね。少なくともうちの町は子育てだとか若い世代には、やはり施策をしっかり打っているし、いい形で子育てをしてください、子育てするならみなかみ町ということが伝わっているんだと思うんです、それがそういう結果で返ってくる。だから税金の使い方がおかしいとは思わないよというような形になっていると思うんですね。そういうものをやはり情報の発信についても、自分たちの考えを施策に活かしてほしいというものについても、それを受け入れる体制をとる、受け入れる体制をとっていますよと見えるような形にやはりしていってもらいたいこと大事だと思います。

どうしてそういうことを言うかという、うちの町というのは、住民が自分たちで自発的にするいろいろなまちづくり団体みたいな人たちにお金を出していることが多いと思うんですね。その補助金についても、かなりほかの町村とは違って、大きな金額で、なかなか使い方についてもそんなに規制をしないで、自発的にいろいろなことを考えて町を活性化していってくださいということが多く、補助金を持っている町だと思うんです。ただ、今そういう中で補助金の使い方だとか申請の仕方だとか、そのことについて俗に言うお役所仕事のことがあって、なかなかそれが申請ができないよというような声も聞こえてきます。そういうものがこの住民アンケートの中に、やはり40%の人が、例えばですけども、職員の対応だとか接遇について好感を持ってない、そんなような結果になっているんだと思うんです。そういうことも含めて、全体的に皆さんに開かれた町ですよ、情報でも何でも、聞いていただければすぐ答えるし対応しますよ、施策についても対応しますよと、そういうふうな形で町政を運営していくような形にしていってもらえば、施策一つ一つというのは、確かに難しいと思います。でも全体的な目標として総合計画を持っていて、その総合計画の中である程度、その総合計画を達成するための施策の30項目ぐら

いに分けているわけですね。そういうものについては、しっかりそこで住民の意見を入れて、新しい計画だとか実行値、目標値をつくることは可能だと思うので、そういうことについて、町長の考え方を聞きたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 結論的に最後のご質問について、それぞれ32の施策に行政分けていますので、それらについて計画があるやつもあれば、計画とは違う形のカテゴリーになっているやつもあります。それらについては、先ほどのほうで一番最初に申し上げたように、各種の部門別の定型的な計画、これについてはなるべく早く、パブリックコメントという手段のみならずということについても配慮しながらですけれども、これを聞いていくことはもちろんです。ただし、行政評価で次の年度予算をどう決めていくかというときに、全ての項目について委員会を立ち上げるとか、あるいは意見を聞くというのはなかなか難しいというふうに思っています。一般論としてはご指摘のとおりだと思っています。

そして今、何点かご指摘のあったやつについて、多分私が悪いんだと思っています。役所は役所仕事をするべきだと、信念を持っています。つまり目の前にいる人にだけいいことをすれば、ほかの人とのバランスを崩しても一向に構わないんだというのはおかしいと思っていますから、常に全ての町民に対して公平になるように、これがやはり役所、公務員の基本だと思っています。したがって、俺が言ったことを何でうんと言ってくれないんだよという意味での役所仕事であれば、役所仕事は正しいと思っていますし、職員の接遇についても、にっこりすればいいよと、来た人の中身については解決しないけれども、にこにこして帰ってもらえばいいよと、これもまた違うと思っています。いくら怒られても、その人の悩み、それが行政判断のバランスの中で解決できるものであれば解決すべきだというふうに思っています。中身が大事だと思っています。とは言いながら、中身も充足しつつ接遇もというのは当然のことですし、これについては、いろいろな機会に、接遇研修を初めとしていろいろやっていますので、気をつけてやるようにしようと思っています。

そして、一番最初にご指摘がありました幅広く主体的に、自発的にまちづくりに参画していただく支援、これについてはできるだけふやしたいということで、限度はありますけれども、一歩ずつふやしているというのは現状でございます。その運営、運用、これについては、ある程度それぞれの団体等に任せている部分もありますので、その中での議論ということになると思いますし、自立的に運営していただいている団体に、相当程度の問題なり偏りが見られれば、これは当然指導しますけれども、そうではない範囲においては、自発的にやっていただくということだろうと思っています。

最後のご質問の答えをもう一回復唱させていただきますけれども、施策ごとにいろいろな機会に、それぞれ施策となれば町民の範囲が決まるわけですから、その意見をなるべくたくさん入れると、これは心がけていきたいと思っています。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 今、町長が言われたように確かに公務員の方というのは平等にいろいろなものを考えている。ただ、なかなか表情とかそういうもので、よく言いますけれども、挨拶

をあいっはしない、だからあいっはと言われるのと同じで、そういうものも大事ではないですか。本当に住民のことを思って、心の中で住民のために働こうと思っている人が、本当に挨拶しないですか、笑わないですか、笑いますよ、挨拶します。そういうことだと思うんですね。だから、逆に言えばそういうことを思っていただいて取り組んでいただければ、少なくとも住民の中では、ああ自分たちの意見を聞いてくれて、政策に反映してくれるんだ、そういうような意見が多くなる町になると思います。条例をせっかくつくったんです。だからこの条例、日本でいう憲法と同じです。これを大事にしながら、施策に生かしていただきたいと思います。本当に思います。

今、町長が言われたように、この施策に生かすときに行政評価というのがやはり必要になってくる。2番目の質問としては、行政評価の生かし方について、これから質問させていただきます。

町は合併当時、財政再建を旗印にいろいろと補助金のカットや事業の見直しを行い、町民から多くの不満やお叱りを受け、その反省から、わかりやすく無駄のない行政運営を推進するため事業評価を行い、施策評価につなげ、総括的な行政評価をしています。それは、町民のニーズをつかみ、必要な施策や事業により多くの予算をつけ、メリハリをつけ、予算の差別化を図り、無駄のない事業を行う、そのための行政評価を行っています。

そこで、将来の人口減少の対策や産業創生などの新しい施策を求められている中、財政が計画どおり健全化し、合併特例債などの活用も延長できる町で、効果的な行政方法を行うためにどのように行政評価を生かしていくか、その考え方や方向についてお聞かせください。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 行政評価でございます。行政評価については、平成20年度に導入し、23年度から本格導入という形で運用しています。県内でいうと、35市町村の中で17市町村が行政評価を導入しているというふうに承知しております。

合併新設したときに、その後に総合計画を策定して、そして昨年度、平成25年度からの5年間の後期基本計画ということで策定したところでございますけれども、この後期基本計画については、基本構想に示されているまちづくりの基本方針を具体的に推進するというを目的にしている、さっきも出ましたけれども、施策としては32本の柱を立てて、それらの方針、目標、これらを設定して、施策の方針、目標、事務事業の進行管理、これらを入れて行政評価の手法を活用しているということですが、施策ごとに具体的にやっていると、数値化した目標値が書けるのか、あるいはその数字というのが有位の差を出すような施策なのか、それぞれの事項ごとに、現実的には難しい話がありますが、32の施策について目標や達成状況を管理するということは事実です。それらによって評価して、評価結果から施策の現状、課題を明らかにして、次の年度の取り組みを決めているということなんです。

その中で施策の優先度、これが優先するよと、あるいは事務事業の優先度評価も行って、それが次の年の重点施策の選定に結びついているというのは現実的にやっております。このような評価、まさにこれ計画論ですけども、計画し、実施し、評価するというサイクル

ル、これを確立しようということによっております。この事業の優先度評価というものが、計画にあります総合計画の具体的、年度ごとの中身ということになるんだろうというふうに思っています。

そして、さらに今後どう進めていくのかという話になると、財政状況の話については、本当にみなかみ町新設当時、昨日もいろいろ数字を申し上げましたけれども、経常経費比率が100を超えているといったようなことで、非常に厳しい状況にあったのは事実です。そしてまた、今ご指摘がありました過疎指定がされて過疎債が使えるようになった。あるいは合併特例債についても5年間延伸されて、さらに使えるようになった。この前申し上げましたように、過疎債については割と自由度が高いんですけれども、全国からの要望が多くてなかなか当たらないという面があるので、改めてこの間、過疎債一本にシフトしてきたものを合併特例債もさらに活用していきたいというふうに思っているところです。

財政状況の改善の話についてはいろいろところでしゃべっていますので、これ以上しゃべりませんが、やはり実質公債費比率も議員の方々はよくご存じですけれども、次年度については、群馬県35市町村で一番実質公債費比率が高くなります。つまり何かというと、新設時の21.4%が毎年1%、2%ずつ減少してきて、前回で14.4%、25年が14%ということになります。ということで下がってはきていますけれども、みなかみ町よりも実質公債比率の高かった市町村が下がってきますので、みなかみ町が一番高いということになります。これは何かというと、一番貧乏だということでは決してないと思います。つまり各種の合併特例債等の有利な起債を行って、それもあるべく短期で返すという財政計画を立てていく中で、収入に対する償還の割合が一番高いということですから、適切に先行投資なりまちづくりの骨格の投資をしているというふうに理解しております。

ということで、財政状況については数字上ではよくなっていますけれども、小学校のクラス内の成績でいうと下がっているという状況についてはあります。その辺のバランスをとりながらやっていかなければいけませんけれども、やはり今の合併特例期間、この期間については有効に利用すべきだと思っています。よく言わせていただくように、一本算定になると減りますよと、10年後に減りますよと言われていたんですけれども、じゃもともこの面積で、この人口のみなかみ町というのが30年前からあったとすれば、一本算定になったときの数字ですから、この間は、それに比べれば資金繰りが潤沢だと、これを意識しながらいかざるを得ないと、今が潤沢だから貯金しておこうというだけではなくて、やるべきものはやっていくということによってやらせていただいています。

再度、行政評価、事業評価を入れております。これについては予算づくり等についても十分活用させてもらっているところですが、そのみで行政施策の重点ポイントが決まらないというのも事実であります。その行政評価で数字が出たものと、あるいはその他の要因と勘案しながらバランスをとってやっている。最終的には、予算はあくまでも議会にご提出申し上げて、議会のご議論を願って、町民の総意で決定いただいているというふうに考えております。行政評価も十分活用しながら、また、幅広くその施策を展開するときには、前段でご指摘がありましたように、多くの町民にご理解いただくこと。これは

不可欠だと思っています。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） いろいろありがとうございました。現実に行行政評価ですね。でも、ほとんどの町村が行っているのは事務事業の評価です。その事務事業の評価って何だというと、それは結構自己都合の評価なわけですよ。自分たちがやっている事業について、その事業の正当性をやはり出していると。何が起きているかということ、総務省のアンケートの結果なんかでも出ているんですけども、やらされていると、職員の人たちが自分からやらされている評価だというような形になっています。それなので、ここ最近では事務事業の評価を行わない、施策の評価だけ行うというような市以上のものがふえてきていると思います。

町村においても、逆に言うと施策評価だよ、事務事業を行わないよ、何で、マンパワーが足りませんよと、そういうようなお話になっています。今、実際には都道府県ではほぼ100%です。政令指定都市と中核市では95%のところが行行政評価というものをしています。町村においては30%ぐらいなんですけど、70%のところを導入を行いたいと考えています。これほとんどがみんなそうなんですけど、予算のため、予算の要は査定、それと逆に言うと要求、予算要求のために70%のところが使いたい、査定のために90%のところが使いたい。これは、自分たちの自己都合なんです。逆に言うと行政評価というのは何だと、自分たちが評価するわけですから、その評価の仕方を間違えると、自分たちに都合がいいような評価になります。逆に言うと、今本来だったら政策評価から施策評価、施策評価から事業評価になっていかなくはいけないんですが、下から積み上げるといふ形では、ほとんどのところがマネジメントしています。これだと今言ったような一つ一つの小さな点を拾って大きな面として、これは実現可能な間違いのない、いい施策なんですよというような評価をしがちになっています。

うちの町でもそういうような傾向はありますし、これは、うちの町だけではなくて、日本全国ほとんど同じような傾向になっています。予算のためだけにやはり使っているんで、どちらかというと、その予算の中に、町長が言われた住民のニーズだとか意見というのが反映されにくい形になっています。このことをちょっと例えれば、うちの町なんかでも基本目標が豊かな自然と共生する町、その目標の施策の達成度をはかるための指標って何だ、町内の道路の延長がどれだけになったか、どれだけ道路をつくったかということがその施策の成功になっている。これは普通で考えると違いますよね。そういうことが起きている。それを指摘されているというのが、この今の行政評価の指標の一番の問題だと思います。

やはりこの指標をある程度、皆さんの意見を聞いて、皆さんの今のニーズに応えるような形にしていくためには、まず、そのマネジメントシート自体を全部公開する、その公開したものに対して必ず意見を聞く。そういうことが可能じゃない、できないよというような町村においては、第三者機関で必ず人を入れてチェックしてもらおう。これはそんなに難しいことではないと思うんですね。今、諮問機関を持っていますから、そういうものに各

分野について、それをチェックしてもらおう。それによって指標の形が変わってくると思うんです。その指標が変われば、ある程度達成する、その目標が達成したものに対して、住民も一緒になってそこで考えていますから、住民との共有する、それこそ協働のまちづくりの精神が、こういう指標をつくることによっても反映されてくるようになると思うんですが、その辺について町長のお考えはどうでしょうか。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 前段の話も含めて言うと、事業評価をやらされている、全ての職員はそう思っていると思います。私がそう思っていますから。でも、やらなくてはいけないからやっているんだろうと、みんな理解してくれているんだろうと思っています。

そしてまた、アンケート調査等を見ると、あるいはさっきおっしゃったように査定のときに使うと、あるいは要求のときに使う、そのとおりだと思っています。逆に言うと、みんなそういうものだと思って、せっせとやらされているんだろうと思います。これは率直に認めます。

その中でどういうふうに効率的にやっていくかというときに、これ実はさっきお答えしたつもりだったんですけれども、施策ごとに目標数値を定める。これ指標は自分たちに都合のいいやつだけ並べようということではなくて、今例が出されました。項目として自然と共生するといったときに、何がいい指標なんだと。いい指標が見つからないので、いろいろ考えて数字を置いているということだと思います。そしてまた、指標の中にはもう既に100近いものをつくって、毎年の進捗がないものとか、非常に数字が低くて余り意味がないかということによって指標の設定の仕方が難しいというのは現実でございます。

さて、それで第三者機関を置いてはどうかということです。現在もこの行政評価については、コンサルタントに導入したときから入っていただいて、その後の話も聞いておりますけれども、個別の行政評価をやった内容についてチェックしてもらっているということではありませんので、ご指摘部分は違うと思いますけれども、本当にその前段の項目の入れ方あるいは区分の仕方、区分の仕方も若干ずつ毎年変えていますけれども、いろいろなところに要因があるんだと思います。これはどんどんブラッシュアップしていかなければいけない、これはよくわかっています。この辺のところを配慮しながらやっていきますけれども、第三者が入っていただければ問題が全部解決するかというと、まだまだそうではないんだろうと思います。第三者という手段もあるよというご提言は聞かせていただきたいと思っています。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 第三者を使えば、それが問題が解決するということではないと思います。それはそのとおりだと思います。ただ、例えばですけれども、やはりあの中で評価を使うときに、自分たちの予算査定だけではなくて、政治のリーダーが自分たちの政治の目標、マニフェストに使ったり、そういうようなことが起きてきて、そういうものに使ってくれるなら、やらされていたという考え方から、そうじゃなくて、やってもいいや、実現可能な施策につながるならやってもいいやというような、大いに関心を持てるというように職員

の意識が変わったと。これは総務省でちゃんとしたデータとして出ています。だからリーダーがこのものについて、ちゃんとした使い方を、モチベーションを持って、こうやって使っていくんだから、みんなやってくれと言った瞬間に、やらされている感から、やるというふうに気持ちが変わったと、こういうものをよく公で、一番有名なところというのが愛知県の東海市がそうだと思うんです。

この東海市の市長というのは、この行政評価をやりたくて市長になった人なので、行政評価をやる。どうやってやるか、住民の中から3,600人全部抽出して、その3,600人の中から位置づけ的な考え方をつくる。それで位置づけ的な考え方から行政がその指標をつくって、その指標をつくったものをまた住民と一緒にもんでいくということで、1年半、もう紆余曲折あったんですけども、1年半やったらどういうことになったかというところ、NPOの団体がそれに対してチェックをするようになったり、自分たちが自発的にいろいろな施策を提言して、それについての指標も市民のほうがつくるようになった。その指標にのっとって行政が政策を行っていくと、ほとんど不満が起らないし、協力的になってくれる。それとあともう一つは、自分たちがみずからボランティアに加わって、自分たちでやることをしっかり決めて、自分たちがやる、行政がやるもの、そういうものを間違いなく区別をして行政が成り立っていつている。そういうようなやはり結果になっています。

だから、逆に言えば今さっきも言ったんですけども、公募を待つのではなくて、こちらから参加してもらうことを促す。これはまちづくり基本条例と同じで、行政評価というのはあくまでも皆さんのニーズをその評価の中に入れていく、その評価の中に入れていくことによって、本当に必要な事業に本当に必要な予算を持っていくということが本来の趣旨ですから、それについて間違った方向じゃない形を出すために、やはり指標というのが大事になってくる。その指標をつくるために住民の意見を入れていく、一緒に考えていく、そのことによって、一緒に町を、町政を行っていく、そういう町政が実現できるんだろうと思うので、その辺について町長の意見を聞かせていただきたいと思います。

議長（河合生博君） 町長。

町長（岸 良昌君） 指標について、先ほどからづくり方が難しいという議論だけさせていただきました。それについて幅広い意見を入れて指標をつくるべきだと、ご指摘のとおりだと思っています。そして、施策の結果には反映させているつもりですし、施策の中で今、施策が腹に落ちればボランティアが参加するという言い方がありましたけれども、町の人ややりたい、つまりボランティアが動いているところに町が支援するということに力を入れてきていると、先ほどからいろいろところで答弁を申し上げているとおりです。やはり町民の参加の中で施策を展開することが一番大切だと思っています。

今のご意見、可能な限り使いながら、今後いきたいと思っています。

議長（河合生博君） 前田君。

（8番 前田善成君登壇）

8番（前田善成君） 短めにまとめます。

今も町長が言われているように、ずっと言っているように卵か鶏かの話になると思うん

ですが、どちらもやはり仕掛けを考えていただいて、ボランティアをしている人には支援を、ボランティアができるような環境をつくるのも行政の仕事だと思いますので、その点を要望させていただいて、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（河合生博君） これにて、8番前田善成君の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

---

#### 休会の件

議長（河合生博君） お諮りいたします。

あす12月11日から12月18日までの8日間は議案調査のため休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（河合生博君） ご異議なしと認めます。

よって、あす12月11日から18日までの8日間は、休会とすることに決定いたしました。

---

#### 散会

議長（河合生博君） 以上で、本日の議事日程（第2号）に付された案件は全て終了いたしました。

本日11時25分より議会全員協議会を開催いたします。

あす11日は、午前9時から総務文教常任委員会、午前10時より厚生常任委員会、午後1時30分より産業観光常任委員会を行います。

最終日19日は、午前9時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでございました。

（11時15分 散会）